

- 裏面の「出展規定」をご確認のうえ、お申込みください。  
(本申込書のご提出は、「出展規定」の規則に同意するものとします。)
- お申込みの際は、ご捺印のうえ、E-mailまたはFAXでお送りください。  
(お手元に必ずコピーをお取置きください。)
- 出展小間位置は申込順、小間数、出展カテゴリーに基づいて決定させていただきます。

申込締切日：

《2019年申込企業様》 2019年5月31日(金)  
《新規申込企業様》 2019年8月30日(金)

インターペット～人とペットの豊かな暮らしフェア～ 2020年3月26日(木)～3月29日(日) 東京ビッグサイト 青海展示棟A・B

### 1. 貴社情報

会社名/団体名 (フリガナ) _____ (社印)	
和文	
英文	
代表者役職	代表者名
担当者部署・役職	担当者名
見本市ご担当者情報 主催者よりご連絡する際に窓口となる方の情報をご記入ください。 〒 _____	
Tel.	Fax.
E-mail.	Web. http:// _____

※電子印または印刷後に捺印してください。

※請求書の宛先が上記出展者と異なる場合は、下欄に送付先をご記入ください

会社名	住所 〒 _____
部署・役職	
担当者名	
E-mail.	Tel. _____ Fax. _____

### 2. 申込小間数・料金 [該当する項目に☑および小間数、料金をご記入ください]

※2019年10月1日からの消費税率変更にもない、メッセフランクフルト ジャパン(株)が主催・運営する2019年10月1日以降開催の見本市に関しましては、記載しております金額に消費税10%を加算させていただきます。

小間形態：4m<sup>2</sup> (間口2m×奥行2m) / 小間

☐1～9小間 ※パッケージ装飾付	一般企業	¥250,000(消費税別)	×	小間	= ¥
	(一社) ペットフード協会・(一社) 日本ペット用品工業会正会員・賛助会員企業	¥235,000(消費税別)	×	小間	= ¥
☐10小間以上 ※スペースのみ	一般企業	¥230,000(消費税別)	×	小間	= ¥
	(一社) ペットフード協会・(一社) 日本ペット用品工業会正会員・賛助会員企業	¥215,000(消費税別)	×	小間	= ¥

【角小間オプション(有料)】角小間を希望される方は☑を入れてください。

☐角小間位置を希望する

※普通小間1～2小間でお申込みの出展者：1小間につき¥20,000(消費税別)となります。

例) 1小間：¥20,000(消費税別)、2小間：¥40,000(消費税別)

※普通小間3小間以上でお申込みの出展者の角小間希望は無料にて対応いたします。

※開放面すべてが必ずしも通路に接するものではなく、特定の小間位置をお約束するものでもございません。

また、ホール全体のレイアウト調整によりスペースに限りがあるため、ご希望にそえない場合がございます。詳細は事務局までお問合せください。

《1～9小間(4～36m<sup>2</sup>)》

【出展料金(1小間)に含まれる基本装飾・設備】

パンチカーペット/システム壁面パネル(2.7m)/システムパラペット/社名板/小間番号ボード/LED蛍光灯(20W)1灯/2口コンセント(100V/1kW)1個/一次幹線工事・電気使用料金(100V/1kW)

※詳細は後日ご案内させていただく「出展マニュアル」および「パッケージジブスのご案内」をご確認ください。

《10小間(40m<sup>2</sup>)以上》

スペースのみのご用意となります。小間装飾や電気などは一切含まれませんので、自社でのご準備をお願いいたします。

※販売を目的とした生体は出展できません。

### 3. 出展対象 [出展製品に☑印をつけてください。複数ある場合は優先順位を番号でご記入ください。：(優先順位)]

☐1. フード(ペットフード&おやつ)	☐8. ヘルスクエア&ビューティ(ペットの美容・健康維持製品・サービス)
☐2. プティック(人とペットのファッション&アクセサリー)	☐9. 獣医療・介護・高齢動物ケア(ペットの医療器具・医薬品・介護・サービス)
☐3. @ホーム(人とペットの住宅・リビング&インテリア)	☐10. 冠婚葬祭(ペットのセレモニー・メモリアルサービス)
☐4. トイレタリー(ペットのトイレ用品)	☐11. ペット保険(ペット向け保険)
☐5. プレゼント(人とペットのギフト&アイデア)	☐12. 猫(猫関連製品)
☐6. お出かけ(人とペットのアウトドア&レジャー)	☐13. 小鳥・小動物(小鳥・小動物関連製品)
☐7. 学び(ペットのしつけ用品・サービス)	☐14. アクアリウムライフ(観賞魚関連製品)
	☐15. 教育・情報(専門学校、出版、IT)
	☐16. マルチプル(複合カテゴリー商品・サービス)
	☐17. 業界団体(動物愛護団体、愛犬・愛猫訓練団体、その他テーマにマッチしたサービス団体)
	☐18. その他(下欄に明記してください)

### 4. 出展予定製品 [サンプル配布または製品販売をする場合はその内容もご記入ください。]

### 5. 水素の展示・実演 [有無をお知らせください]

☐なし

☐あり 品目： \_\_\_\_\_

### 6. 出展申込理由 [複数選択可]

<input type="checkbox"/> 前回結果が良かった	<input type="checkbox"/> マーケティング	<input type="checkbox"/> 新規開拓	<input type="checkbox"/> 受注	<input type="checkbox"/> ブランディング	<input type="checkbox"/> 見本市の評判が良い	<input type="checkbox"/> 営業担当が良かった
<input type="checkbox"/> 時期が良い	<input type="checkbox"/> 他からのすすめ	<input type="checkbox"/> 割引制度に満足	<input type="checkbox"/> その他( _____ )			

お問合せ：メッセフランクフルト ジャパン株式会社 インターペット事務局

事務局使用欄 ①SLX☐ ②CNF☐ ③INV☐ ④EMS☐

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館7F Tel. 03-3262-8460 Fax. 03-3262-8442

E-mail. info@interpets.jp Web. www.interpets.jp

# インターペット 出展規定

## 1. 出展申込

出展を希望される方は、この出展規定をご確認になり、出展申込書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、下記提出書類とともに、見本市事務局までお送りください。事務局にて申込書受領後、「出展申込受領確認書」を発行し、送付いたします。この「出展申込受領確認書」の発行をもって、本見本市への正式な出展申込とします。**【提出書類】**会社案内(初回出展のみ)／製品カタログ

## 2. 出展申込締切

《2019年申込企業様》	2019年5月31日(金)：優先申込締切日
《新規申込企業様》	2019年8月30日(金)：新規申込締切日

ただし、締切日以前でも、予定小間数に達した時点で申込みを締切らせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

## 3. 出展料金支払

出展申込書受領後、請求書を発行しますので、請求書記載の支払期日までに指定口座にお振込みください。なお、振込手数料は振込人にてご負担願います。各支払期日までに出展料金のご入金を確認できない場合、出展を中止とさせていただきます。

### 出展料金(消費税別)

※消費税を別途申受けます。

※自社小間内に商品在庫スペースを確保したうえで、小間数を決定しお申込みください。

小間数	一般企業	(一社)ペットフード協会・(一社)日本ペット用品工業会 正会員・賛助会員企業
1～9小間 ※パッケージ装飾付	¥250,000(消費税別)	¥235,000(消費税別)
10小間以上 ※スペースのみ	¥230,000(消費税別)	¥215,000(消費税別)

## 4. 出展申込後の取消し

出展申込書受領後に申込面積の一部または全部を取消すことは原則としてご遠慮願います。ただし、取消理由を書面でご通知いただき、やむを得ないと認められた場合は、次の通り取消料金を申受けたうえで、取消を承ります。

■【出展申込受領確認書】の日付より、キャンセル時期にかかわらず、出展料金の50%を申受けます。

■小間位置確定後につきましては、出展料金の100%、および出展取消しに伴い見本市事務局での費用負担が発生した場合は、その実費も申受けます。

## 5. 小間位置の決定

出展料金の50%の入金が確認でき次第、出展申込順・小間数・出展力カテゴリーに応じて各出展者の小間位置を決定します。

## 6. 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

主催者の許可なしに、出展者が出展面積の一部あるいは全部を第三者に転貸、売買、譲渡、交換することはできません。主催者の許可を得ずに転貸、売買、譲渡、交換を行った際には、両者の出展が無効となる場合があります。

## 7. 自社小間以外での禁止事項

出展物や装飾は必ず自社小間のスペース内に収めてください。自社小間スペース以外での、カタログ・サンプルなどの配布、アンケート、呼込行為、デモンストレーション等の宣伝活動や、空箱・梱包資材等の放置も禁止します。それらの行為が認められた場合には、出展を取りやめていただく場合があります。

## 8. 補償

出展者が他の小間、主催者運営設備、または見本市会場の設備および来場者等に損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任となります。

## 9. 保険

出展者は、会場への出展物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入することをお勧めします。

## 10. 見本市の延期・中止

### (天災・人災・疫病等の不可抗力による見本市の延期または中止)

天災・人災・疫病等の不可抗力により見本市開催が困難と判断された場合、主催者は見本市の延期・中止を決定します。中止の場合、出展料金は必要経費を差引いたうえで、出展者に返却します。それ以外に生じた費用、損害等については、主催者は責任を負いかねます。

### (その他の事由による見本市の延期または中止)

主催者は見本市の開催が出展者全体の十分な成果につながらないと判断される理由がある場合には、見本市開催の2カ月前までに見本市の延期または中止をすることがあります。その場合には、その時点までに支払われた出展料金は滞滞なく全額返金されます。それ以外に生じた費用、損害等については、主催者は責任を負いかねます。

## 11. 出展物の搬入・搬出、装飾工事と撤去

出展物等の会場への搬入・搬出および装飾工事、その他準備についての詳細は、見本市開催の約2カ月前までにご案内する出展マニュアルにてご案内いたします。

## 12. 販売および触れ合いを目的とした動物の展示の禁止

自社小間内での販売および触れ合いを目的とした動物の展示はできません。商品紹介や販売促進のための展示を行う場合は、主催者へあらかじめ展示内容の申請

が必要です。動物福祉や動物愛護の観点より、会期中に不測の事態が発生した場合には、動物の展示を中止にさせていただく場合があります。

## 13. 入国査証に関する免責

出展関係者は出展料金全額の入金確認をもって日本入国査証取得のための招聘状発行サービスを受けることができます。1小間につき2名まで申請が可能となります。再発行および再転記の手続きが必要な場合には、追加料金(払戻し不可)が課金されます。主催者は、査証申請の結果についてはいかなる責任も負いません。

## 14. 輸入通関手続きに関する免責

主催者は、出展に関する輸入通関手続きのための適切なサービスを提供します。ただし、申請の結果についてはいかなる責任も負いません。

## 15. 知的財産権の保護

特許、実用新案、意匠、商標の権利を保護する必要のある製品、サービス、技術などについては、見本市開催前までに特許庁にて所定の申請手続を行ってください。また、出展の申込みに際しては、出展物が他人の権利を侵害していないことをご確認のうえ、申込みをしてください。出展申込書の受領後に、同出展物が他人の権利を侵害すると判断された場合には、出展をお断りすることがあります。

本見本市は特許法ならびに意匠法に基づき認められた、出展者が保有する諸権利を尊重します。会期期間中に知的財産権に関する出展者間の問題が生じた場合は、上記原則に基づき裁定されます。よって主催者は、上記法律に即し当該出展者の違法性が明確に証明された場合、当該出展物の撤去を勧告・撤退を実施する権利を保有します。また、上記法律に基づく権利保有期間が過ぎ、その権利内容に基づいた展示物が第三者から出展された場合は下記の通りとなります。

- 当該権利の元来の保有者が、継続して当該権利に基づく製品を生産している(正規の継承者がいる)場合、第三者たる出展者は当該製品の出展を不可とします。
- 会期期間中に当該製品の出展が確認された場合、主催者は当該出展物の撤去を通告・実施する権利を有します。
- 当該権利の権利期間失効の後、当該権利に基づく製品の生産者がいない(正規の継承者がいない)場合はその限りではありません。

## 16. 見本市の運営と免責

主催者は見本市の業務を円滑に実施するために、各種規則等の制定、修正を行います。また、この出展規定に記載のない事項について、新たに取決め、各種の追加や変更を行うことができます。出展者が本出展規定ならびに展示規則、その他出展マニュアル上の規定等に違反した場合は、出展をお断りすることがあります。また、暴力団、暴力団関係団体およびその関係者、もしくはその他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用していることが判明したときは、出展をお断りします。これらの場合、既に払込まれた出展料金等は返却しません。

出展製品が見本市の趣旨にそぐわないと主催者側にて判断した場合には、その出展製品の出展をお断りすることがあります。

主催者は、搬入等の準備から撤去までの全期間を通じて、警備会社と契約して会場の管理にあたりますが、展示品の損害、滅失、盗難等に関する責任は負いかねます。

見本市会期中および会期後の商談・契約内容に関して、主催者はその責任を負いかねます。

## 17. 出展規定と展示規則の承認

すべての出展者は、この出展規定および主催者が制定する展示規則を承認したものとします。

## 18. 準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

## 19. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

### 【主催者による会場内記録の使用について】

主催者は見本市会場内において取材・撮影を行います。取材によって得られた情報や撮影した画像は、メッセフランクフルト ジャパン株式会社およびメッセフランクフルト グループが主催する国内外見本市の広報・宣伝活動に使用することがあります。

### 【個人情報の取扱いについて】

ご登録いただきました個人情報は、メッセフランクフルト ジャパン株式会社およびメッセフランクフルト グループ会社\*が主催・運営する国内外の見本市のご紹介および出版物、各種サービスや関連規定、出展者・スポンサー等の製品やサービスに関する情報をご提供するために利用させていただく場合があります。これらの正当な目的以外に無断で利用することはありません。なお、ご提供いただきました個人情報は弊社にて厳重に管理いたします。また、弊社は上記の目的のために、出展申込書に記載された貴社の情報(代表者やご担当者の情報を含みます。)をメッセフランクフルト グループ会社\*に対し提供させていただく場合があります。弊社が、これらの情報を、メッセフランクフルト グループ会社\*へ提供させていただきますことについて、ご本人の同意を取得していただきますようお願いいたします。

\*メッセフランクフルト グループ会社の定義については、当社ウェブサイト・プライバシーポリシー <https://www.jp.messefrankfurt.com/tokyo/ja/privacy-policy.html> をご覧ください。

個人情報に関するお問合せ窓口  
E-mail: [privacy@japan.messefrankfurt.com](mailto:privacy@japan.messefrankfurt.com)

# interpets

## ASIA PACIFIC

メッセフランクフルト ジャパン株式会社

代表取締役社長

梶原 靖志 殿

### 出展誓約書

当社は、主催者より配布する展示装飾規定および禁止事項・注意事項(本書裏面および出展マニュアルに記載)に基づき、以下の事項を厳守することを、ここに誓約いたします。

#### 記

1. 当社は、当社の出展物(商品)・装飾物は当社小間内に収め、当社小間枠外のスペースを遮るはみ出し行為は行なわないこととする。当社がこれに違反・抵触した場合、または遵守されていないと主催者より判断された場合は、見本市開催中であっても直ちに展示・販売を中止する。
2. 当社は、見本市開催中に物販、ステージイベント、実演、モニター設置を行う場合に、これに必要な備品や設備およびこれに参加する来場者の待機列を当社小間内に収め、当社小間枠外のスペースを遮るはみ出し行為は行なわないこととする。当社がこれに違反・抵触した場合、または遵守されていないと主催者より判断された場合は、見本市開催中であっても直ちに該当事項を中止する。
3. 当社は、共有の資材保管スペース(出展者ストック)には、販売商品や販促品など開催中にブースで利用する物を保管しないこととする。また、資材保管スペースを利用する際は、主催者および警備の指示に従い利用することとする。当社がこれに違反・抵触した場合、または遵守されていないと主催者より判断された場合は、保管物をただちに当社小間内に撤去する。

年 月 日

住 所

社 名

氏 名

社印

※ 電子印または印刷後に  
捺印してください。

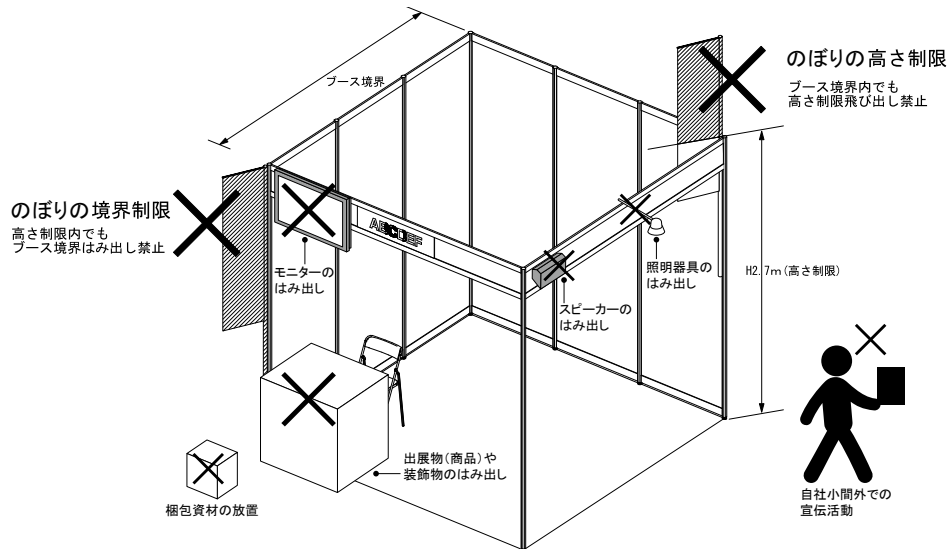
以 上

# 展示装飾規定および禁止事項・注意事項(一部抜粋)

事務局では、来場者および来場ペットへの安全面の徹底と快適な来場環境の整備を目的に、搬入中および会期中の取締りを強化いたします。また、小間以外のスペースを物や人で遮る行為は、消防法に抵触し、見本市開催が中断または中止になる恐れがあります。出展者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 1. 出展物(商品)・装飾物の はみ出しについて

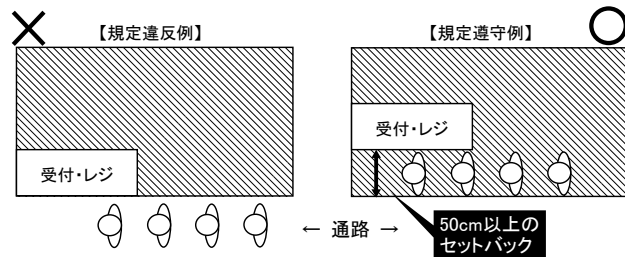
出展物(商品)・装飾物は必ず自社小間内に収め、自社小間の枠外にはみ出すことを禁止します。主催者からの注意後も撤去いただけない場合は、主催者により完全撤去させていただきます。また、出展物・装飾物・梱包資材などを通路や自社小間裏などに放置することを禁止します。



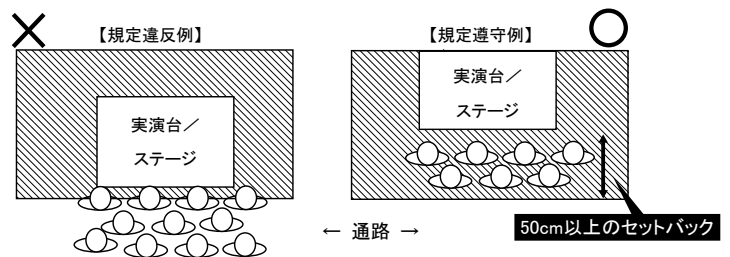
## 2. 自社小間内での物販、 ステージイベント、実演、 モニター設置について

消防上の安全管理上、物販、ステージイベント、実演、モニター設置、受付・商談テーブルやレジの設置を行う際は、来場者のスペースも含めて自社小間を設置し、来場者のスペースを確保してください。

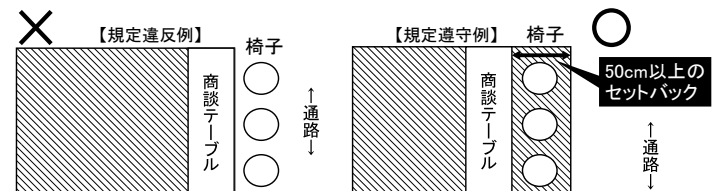
### ■物販を行う場合、 受付・レジを設置する場合



### ■ステージイベント、実演、 モニター設置を行う場合



### ■商談テーブルを設置する場合



## 3. 資材保管用共有スペース (出展者ストック)

主催者にて会場内に一定の梱包資材保管用ストックスペースを設置いたします。

**本スペースへ商品の保管を行うことはできません。必ず、商品保管スペースを加味したうえで、出展小間数をご決定ください。**

商品等、梱包資材以外の物がストックされていた場合には、主催者にて強制的に撤去させていただくこともございます。その場合、生じた費用、損害等については、主催者は責任を負いかねます。すべての出展者が平等に使用できるようご協力をお願いいたします。

※ただし、スペースには限りがあり、全出展者で共有していただきます。混乱を避けるため、自社小間内にストックスペースを設置するか、主催者協力会社の有料空箱保管サービスをお申込みいただく、またはお持ち帰りいただくことをお勧めいたします。